

令和7年三重県議会定例会

総務地域連携交通常任委員会 提出資料

◎議案事項

1 議案第 162 号 三重県行政手続条例の一部を改正する条例案	1
2 議案第 173 号 損害賠償の額の決定及び和解について	2

◎所管事項

1 不正事案等の再発防止に向けた取組（検討状況報告）について	3
2 市町DXの促進について	5
3 審議会等の審議状況について	8
4 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例等の改正について	11

令和7年12月15日
総務部

◎ 議案事項

1 議案第 162 号 三重県行政手続条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

行政手続法の一部改正に鑑み、聴聞の通知に関する規定を整備するものです。

2 改正内容

許認可の取消しなどの不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知について、次のとおり変更します。

現 行：行政庁の事務所の掲示場に書面を掲示

↓

改正後：インターネットによる公表（必須）

+

掲示場に書面を掲示

又は

事務所の電子計算機（パソコン等）の画面上での表示

3 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日（行政手続法の一部改正の施行日）から施行します。

2 議案第 173 号 損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

令和 7 年 9 月 5 日、三重県志摩庁舎敷地内の樹木が倒れ、隣接する民間駐車場に駐車中の車両を損傷させたものです。

この事故について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に係る議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

住 所 志摩市

氏 名 個人

損害賠償額 376,000 円

3 過失割合

10 (県) : 0 (相手方)

◎所管事項

1 不正事案等の再発防止に向けた取組（検討状況報告）について

これまでコンプライアンスの推進に取り組んできたにもかかわらず、決裁文書の偽造・改ざんなどの不正事案や不適切な事務処理事案が相次いでいます。

県民の皆さんのがんばりを大きく損なう事態となっていることを重く受け止め、各部局の総務担当課長や各地域防災総合事務所長、地域活性化局長等で構成する「コンプライアンス推進会議」において、不正事案の原因等をふまえた再発防止策の検討を行っています。

1 不正事案が発生した原因の検討

コンプライアンス推進会議における議論においては、公文書の重要性の認識不足といった職員の意識に一因があるとともに、業務多忙や周囲の職員に相談できないといった職場環境の問題、公印の不正押印が可能であったことなどの仕組みの問題があつたと分析しています。

また、任意団体の資金を私的に流用した事案では、任意団体の会計を県が管理していたことや任意団体の通帳と印鑑を同一職員が管理していたことなども要因であると考えています。

2 現在検討している再発防止策（骨子）

同様事案の再発を防止するためには、職員のコンプライアンス意識の向上だけでなく、組織、仕組みとしての対策が必要です。

また、業務多忙であることが、事案発生の一因であることから、実効性があり、かつ職員に過度な負担とならない取組とする必要があることに留意しながら、検討を進めています。

（1）コンプライアンス推進体制の強化

① コンプライアンス推進会議の見直し

（2）お互いが助け合う職場環境づくり

① 業務の効率化、削減 **集中**

② 所属におけるヒアリング、ミーティングの実施 **集中**

③ 業務多忙時の応援体制の構築

（3）的確に業務を進めるための仕組みづくり

① 公文書、公印の適正管理の徹底 **集中**

② 任意団体の会計事務の適正化 **集中**

③ 任意団体のあり方の見直し

④ 組織運営の見直し

⑤ 所属長等による業務の進捗管理

⑥ 事務引継書のひな型の作成

(4) 職員一人ひとりの能力と意識の向上

- ① 不正防止研修プログラムの実施 **集中**
- ② 研修の充実
- ③ より「自分事」として捉える取組の実施（厳正な処分の周知等）

3 集中取組項目

同様の不正事案を繰り返し発生させないため、以下について今年度中から集中的に取り組みます。

- (1) 業務の効率化、削減
- (2) 所属におけるヒアリング、ミーティングの実施
- (3) 公文書、公印の適正管理の徹底
- (4) 任意団体の会計事務の適正化
- (5) 不正防止研修プログラムの実施

4 今後の予定

有識者からの御意見、御提案を聴取したうえで、コンプライアンス推進会議等での議論を経て、年度内には、再発防止に向けた取組を取りまとめます。

- ・12月 有識者から意見・提案の聴取
- ・1月～3月 コンプライアンス推進会議等での検討
- ・3月 常任委員会報告
- ・3月 再発防止に向けた取組まとめ

2 市町DXの促進について

1 三重県・市町DX推進協議会

県民サービスの向上と持続可能な行政運営を行うため、県と市町が連携した「三重県・市町DX推進協議会」（以下「協議会」という）を令和3年に設置し、先進事例の共有やグループワーク等を行いながら、県全体でDX推進に取り組んでいます。



令和7年度の主な取組

① 個別相談

第1回：4～5月（直接訪問）、第2回：1～2月（オンライン（予定））

② 講演・セミナー

第1回（6/24 DX人材育成セミナー）、第2回（11/18 標準化最前線セミナー）

③ 共同調達

ビジネスチャット（27市町）、電子申請システム（29市町）、AI議事録（15市町）
共同調達WG（RPA、AI-OCR）の実施

④ デジタル人材育成

eラーニングの共同調達・運用（9市町）、DX推進スペシャリスト養成研修（3市町7名）、デジタル専門人材の伴走支援（5市町）

⑤ 自治体情報システムの標準化

システム構築やスケジュールに対する専門家による助言（29市町）

2 デジタル専門人材の伴走支援

（1）現状

デジタル技術を用いた行政サービスの維持向上や、セキュリティ対策の強化など、情報分野に関する事業内容が高度化・複雑化している中、市町におけるデジタル人材不足が顕在化しています。こうした状況をふまえ、国が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、全ての都道府県で市町村と連携したDX推進体制の構築を目指す方針が示されています。

県では協議会の枠組みを活用して、5市町に専門人材を派遣し、DX推進計画策定やセキュリティ対策の強化など、それぞれの課題に応じた伴走支援を行っています。

また、各市町のDX推進状況を客観的に比較分析するため、専門家による聞き取り調査も実施しています。

伴走支援内容

伊勢市	DX人材育成計画策定支援、DX人材育成研修
亀山市	DX推進計画策定支援、セキュリティ対策支援
熊野市	電子申請システム活用支援
大台町	セキュリティ対策支援、電子申請システム活用支援
紀北町	BPR・業務効率化支援、DX推進に向けた意識醸成研修

(2) 今後の取組

専門人材の派遣や各市町への聞き取り調査を通じて明らかになった「行政手続のオンライン化」や「デジタルツールの活用による業務改善」などの共通課題や各市町のDXに関する取組状況に対応するため、各市町の現場に寄り添い、直接課題解決にあたる、より実践的な伴走支援を行うなど、市町の自律的なDX推進に向けた取組を促進していきます。

3 自治体情報システムの標準化

(1) 現状

国は、自治体の人的・財政的負担の軽減や行政サービスの向上を目指し、令和7年度末までに、住民基本台帳等の基幹系20業務※を、政府共通の利用環境であるガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行することを求め、財政的支援等を行っています。

※ 対象20業務：1. 住民基本台帳、2. 選挙人名簿管理、3. 固定資産税、4. 個人住民税、5. 法人住民税、6. 軽自動車税、7. 就学、8. 国民年金、9. 国民健康保険、10. 後期高齢者医療、11. 介護保険、12. 障害者福祉、13. 生活保護、14. 健康管理、15. 児童手当、16. 児童扶養手当、17. 子ども子育て支援、18. 戸籍、19. 戸籍の附票、20. 印鑑登録

県では、円滑な移行に向け、協議会において、システム構成や作業スケジュールなどに関する専門家による助言や、最新動向に関するセミナーを開催するなど市町の実状に応じたきめ細かな支援を行っています。

しかし、全国的に、各省庁の制度改正等による開発工数の増加やデジタル人材不足によりシステム開発が遅延したため、令和7年度末から5年をめどに移行支援期間が延長されました。

また、全国的に、ソフトウェアの保守料やクラウド利用料等、移行後のシステム運営経費が増大しており、県内市町においても、現状の1.6～3.4倍（平均2.3倍）になることが見込まれています。このため、システム運用経費増加分への地方交付税措置が示されたものの、依然として地方自治体における運用経費の負担は大きく、国が「基本方針」に示した3割削減の実現には至っていません。

このため、地方公共団体の負担軽減に向けた財政支援等について、全国知事会等と連携して要望を行うとともに、11月にデジタル庁に提言活動を行ったところです。

県内の標準準拠システム移行対象業務の状況（11月26日現在）

対象業務数	544(100%)
移行済み業務数	192 (36%)
今年度移行予定業務数	187 (34%)
令和8年度以降に移行する業務数	165 (30%)

（2）今後の取組

国では、運用経費の増加などの課題に係る総合的な対策を講じるための検討が進められています。県としても、各市町の負担軽減のため、引き続き、国への働きかけを継続するとともに、システムの移行や運用が円滑に進むよう助言や情報提供などを実施していきます。

3 審議会等の審議状況について

(令和7年9月25日～令和7年11月24日)

(1) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開 催 年 月 日	令和7年10月2日、11月6日
3 委 員	部会長 長尾 英介 委 員 稲葉 一将 委 員 河辺 古都美
4 詰 問 事 項	・地方税法第73条の2第1項及び三重県県税条例第56条第1項の規定に基づく不動産取得税の賦課決定処分に係る審査請求事件 1件
5 調査審議結果	審査請求1件について調査審議を行い、1件の答申を決定した。
6 備 考	

(2) 三重県公文書等管理審査会

1 審議会等の名称	三重県公文書等管理審査会
2 開催年月日	令和7年10月31日
3 委員	委員長 原田 大樹 委員 長尾 英介 他3名
4 詰問事項	・令和8年度の廃棄予定の公文書ファイル等について
5 調査審議結果	詰問事項について調査審議を行った。
6 備考	

(3) 三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審議会等の名称	三重県情報公開・個人情報保護審査会
2 開 催 年 月 日	令和7年10月6日、10月20日、11月10日、11月19日
3 委 員	会長 名島 利喜 会長職務代理 三田 泰雅 委員 伊藤 綾香 他5名
4 諒 問 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の建設残土不法投棄に関する業務報告及び監視日報の部分開示決定に対する審査請求事案 ・業者いじめに関する文書の不存在決定に対する審査請求事案（4件併合） ・来庁した県民等への応対に関する文書の不存在決定に対する審査請求事案（4件併合） ・審査業務の進め方に関する文書の不存在決定に対する審査請求事案（4件併合） ・担当者会議に関する文書の部分開示・不存在決定に対する審査請求事案 ・特定期間に荷揚げされた土砂等に関する公文書の部分開示決定に対する審査請求事案 ・異動希望調書に係る保有個人情報の部分開示決定に対する審査請求事案
5 調査審議結果	審査請求16事案について審議を行い、うち2事案について答申が確定した。
6 備 考	

4 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例等の改正について

1 改正が必要となる議員提出条例について

ア 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（以下「審議会条例」という。）

・公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図ることなどを目的として、平成14年3月に議員提出条例として制定されました。

イ 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（以下「出資法人条例」という。）

・県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的として、平成14年3月に議員提出条例として制定されました。

2 改正の背景、内容について

- ・現行の公益信託制度は「公益信託ニ関スル法律」に基づき運用されていますが、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的に、「公益信託ニ関スル法律」が「公益信託に関する法律」（以下「改正公益信託法」という。）に全部改正され、令和8年4月1日より施行されることとなりました。
- ・現行制度では各都道府県（又は各官庁）が許可、監督などの運用を条例等で規定していますが、運用にばらつきがあることから、改正公益信託法では、同法に定められた基準に基づき全国統一して運用する制度に改めされました。
- ・これに伴い、審議会条例において、三重県の公益信託の運用についての規定（第3章）が不要となるほか、引用している法律名や条番号が変更されるなど、所要の改正が必要となります。また、出資法人条例においても、引用している法律名や条番号が変更されるなど、所要の改正が必要となります。

3 審議会条例の構成

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 三重県公益認定等審議会（第3条～第14条）

第3章 公益信託（第15条～第40条）

第4章 雜則（第41条～第43条）

附則

4 三重県における公益信託の状況

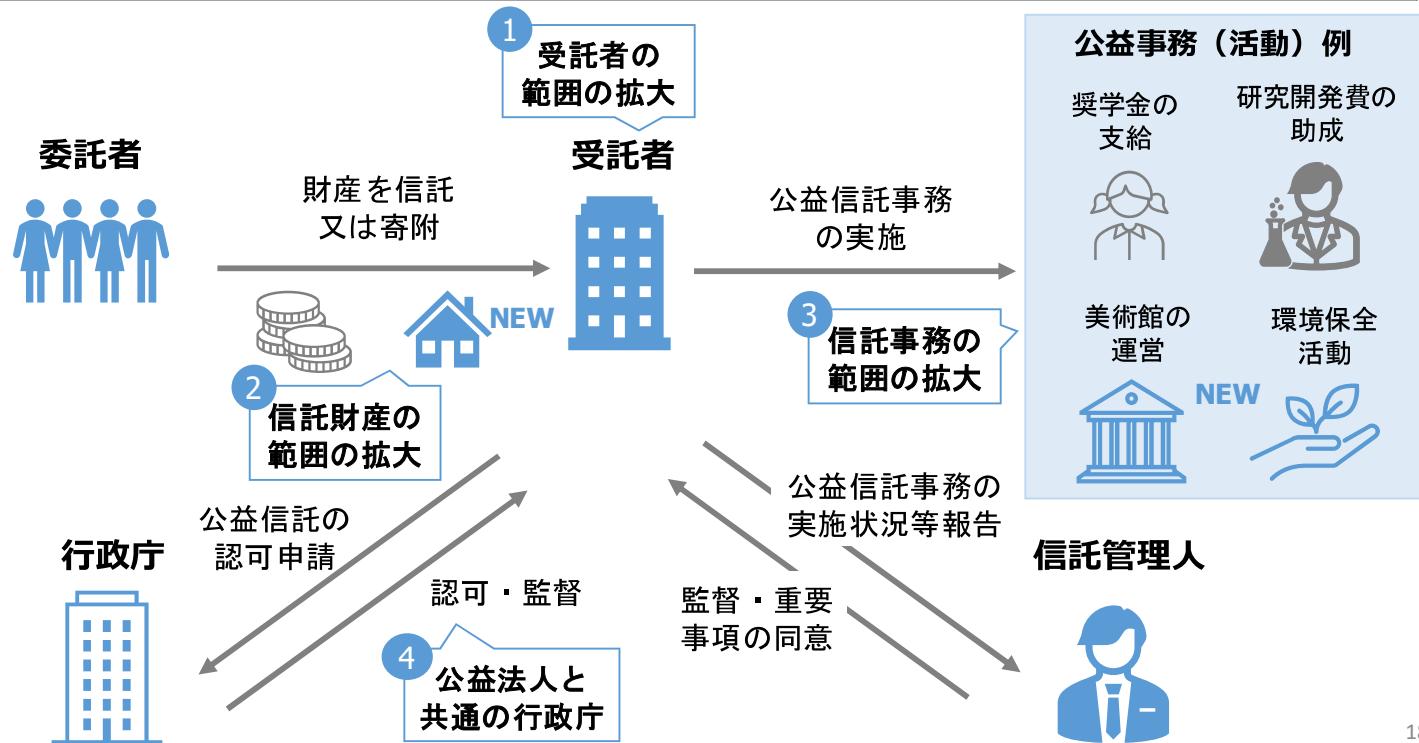
名称	許可年月日	目的
鈴鹿市交通遺児育成援助基金	H2. 6. 8	奨学金支給（就職進学支度金支給）
ジャスミン高齢者教育振興基金	S60. 10. 24	教育振興

参考：公益認定法人数：105 法人（令和7年9月1日時点）

公益信託の仕組み

出典：内閣府「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会資料」より

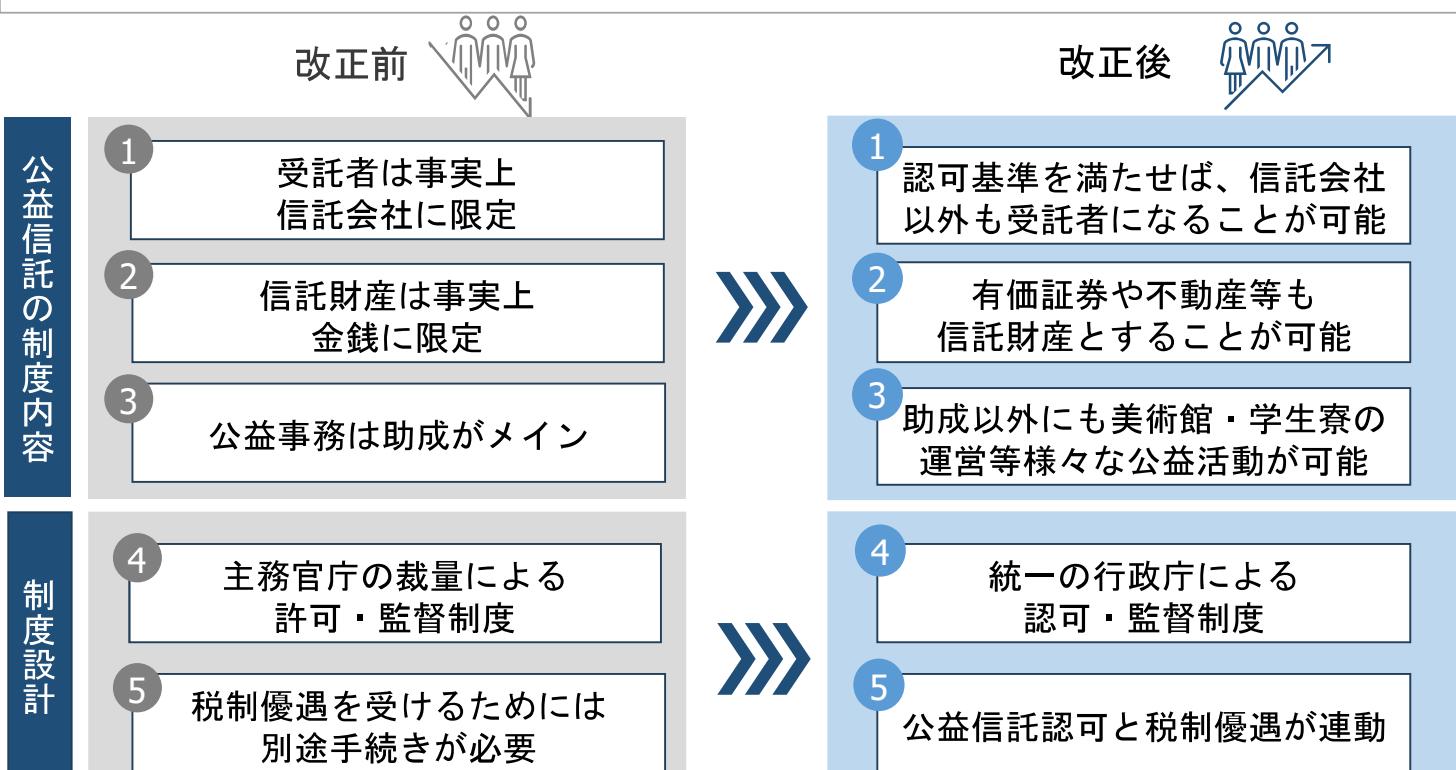
- 公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度です。
- 今般の改正により、受託者・信託財産・信託事務の範囲の拡大、公益法人と共に行政庁による認可・監督制度の創設等が行われました。



18

改正前後比較

- 改正前は、各省の申し合わせによる「引受け許可基準」や税法令によって、受託者や信託事務の内容等が制限されていました。
- 今般の改正により、このような制限を見直し、使いやすい制度となりました。



公益信託に関する法律案の概要 【新公益信託法案】

出典：内閣府作成
法律案概要より

趣旨

- 公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共に行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共に）による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。

2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日：公布後2年以内において政令で定める日（令和8年4月予定）

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に發揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献